

令和 6 年度個人情報保護委員会調達改善計画

令和 6 年 3 月 29 日

個人情報保護委員会

本計画について、「調達改善の取組の推進について」（平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり策定する。

第 1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

ア. 調達の現状分析

個人情報保護委員会の令和 4 年度調達状況は、表 1 から表 5 までのようになっており、令和 4 年度の少額随意契約を除く契約件数は 51 件、契約金額は 1,847 百万円である。

そのうち競争性のある契約は 41 件、契約金額は 1,472 百万円であり、競争性のない随意契約は 10 件、契約金額は 375 百万円である。

表 1 令和 4 年度個人情報保護委員会における調達の契約種別

(単位:件、%、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	41	80.4%	1,472	79.7%
	不落・不調による随意契約	0	0.0%	0	0.0%
	小計	41	80.4%	1,472	79.7%
競争性のない随意契約		10	19.6%	375	20.3%
合計		51	100.0%	1,847	100.0%

表 2 令和 4 年度個人情報保護委員会における調達の状況

(単位:件、百万円)

	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	15	608	26	864	41	1,472
割合	36.6%	41.3%	63.4%	58.7%	100.0%	100.0%

表3 令和4年度個人情報保護委員会における調達経費の内訳

(単位:件、%、百万円)

物品 役務 等		契約件数	割合	契約金額	割合
	情報システム	12	23.5%	816	44.2%
	調査研究	15	29.4%	216	11.7%
	その他	24	47.1%	815	44.1%
	合計	51	100.0%	1,847	100.0%

表4 令和4年度個人情報保護委員会における競争契約における調達経費の内訳

(単位:件、%、百万円)

物品 役務 等		契約件数	割合	契約金額	割合
	情報システム	10	24.4%	787	53.5%
	調査研究	15	36.6%	216	14.7%
	その他	16	39.0%	469	31.9%
	合計	41	100.0%	1,472	100.0%

表5 令和4年度個人情報保護委員会における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位:件、%、百万円)

物品 役務 等		契約件数	割合	契約金額	割合
	情報システム	7	46.7%	468	77.0%
	調査研究	2	13.3%	86	14.1%
	その他	6	40.0%	54	8.9%
	合計	15	100.0%	608	100.0%

表6 令和4年度個人情報保護委員会における競争契約における一者応札に係る個別の要因分析

(単位:件)

物品 役務 等	契約 件数	一者応札の主な要因			
	情報 システム	7	・既存システムの運用・保守のため、新規参入業者にとってはリスクが大きく、入札に参加しにくい。等 ・仕様書で求められている資格を満たす人員の確保が困難なため。		
	調査 研究	2	・作業体制の確保が困難。		
	その他	6	・業務の実施時期が前倒しされたことにより、スケジュール管理などのリスクが大きい。 ・年度末の繁忙期で事業者の対応が困難。		

イ. 重点的な取組、共通的な取組

別紙 1 参照

ウ. その他の取組

別紙 2 参照

第 2 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4 月～9 月）終了後及び年度終了後に実施し、実施した取組内容及びその効果、進捗度、実施において明らかになった課題等を自己評価結果に盛り込み、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

第 3 調達改善の推進体制等

ア. 推進体制の構成

「個人情報保護委員会調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

総括責任者	事務局次長
副総括責任者	総務課長
メンバー	総務課企画官（人事・給与、会計担当）
	総務課課長補佐（総括担当）
	総務課課長補佐（予算担当）
事務局	総務課会計担当

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとし、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

また、取組の推進に当たっては、個人情報保護委員会入札等監視委員会（兼政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合）各有識者の意見を活用する。

以上

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
								目標達成予定時期
○		一者応札の改善	・入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者からの意見聴取。 ・聴取した意見を基に原因を分析し、次回以降の調達に活用。 ・財・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては随意契約として条件、価格等に関する交渉を実施。 ・業者への積極的な声掛けを実施する。 ・未執行案件を把握して、早期執行に努める。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入札公告の開始を早める。	表2において、一者応札が複数あり、原因分析による改善の余地が大きいと考えられたため。	A	H29	・全ての一者応札について原因分析を行い、各調達ごとに、その内容等の見直し、事後の検証を行うとともに、その結果を踏まえた改善や調達手法の見直しを図る。 ・業務の必要性を検証し、仕様書の内容を見直す。	R7年3月まで
○		一者応札の改善 (経常的な一者応札)	・過去3年間を通じて一者応札となった案件については、経常的な一者応札案件とみなし、ヒアリング等を通じて、個別具体的に着目・分析することにより改善を図る。また、個別案件ごとに要因分析を記載した一者応札案件の一覧の作成等を行い、把握に努める。 ・以前に一者応札となった案件については仕様書の要件を緩和するなどの対応を検討し、参加可能な業者の範囲を拡大する。 ・業者への積極的な声掛けを実施する。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入札公告の開始を早める。	経常的な一者応札案件について、個別具体的に要因分析等を行うことにより、改善の効果が大きく見込まれるため。	A	R2	・経常的な一者応札案件について個別的に案件を抽出し、分析等を行い調達手法等の改善を図る。 ・業務の必要性を検証し、仕様書の内容を見直す。	R7年3月まで
○		一者応札の改善 (情報システムに関する調達の改善)	・以前に一者応札となった案件については仕様書の要件を緩和するなどの対応を検討し、参加可能な業者の範囲を拡大する。 ・一者応札になった案件については、業者よりヒアリングを行うことで原因を分析する。 ・業者への積極的な声掛けを実施する。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入札公告の開始を早める。	表3より、情報システムに関する契約金額が全体の約5割を占め、かつ表4より一者応札に占める情報システム案件の割合が約8割を占めていることから、改善の効果が大きく見込まれるため。	A	H31	・仕様書の作業要員が過大になっていないか等、要件緩和を図る。 ・より詳細な情報提供に努める。	R7年3月まで
○		随意契約の事前審査の実施	・競争性のない随意契約については、原則として個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	競争性のない随意契約については、その妥当性を精査し、適否等について十分に確認する必要があるため。	A	H29	競争性のない随意契約については、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	R7年3月まで
○		調達における公告期間の確保の徹底	・公表・公告期間を30日以上確保。 (総合評価落札方式)	事業者への時間的配慮を行うことにより、入札者数の増加を図り、競争性を向上させるため。	A	H31	調達実施の検討段階において、30日以上公告期間の確保の有無を事前に確認する。	R7年3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	・一者応札案件については、各担当企画官等がセルフチェックリストに基づいてその要因分析、次回調達時の改善策の検討を行う。 ・要因分析、改善策、改善策を実行した結果を一覧化して、データベース化(共有化)することにより、更なる改善に努める。 ・個人情報保護委員会入札等監視委員会(行政事業レビュー)による重点的な審査を行い、指摘事項について改善案を作成・実行し、その成果を再度同委員会に報告する。 ・創業10年未満の中小企業からの調達を拡充する。		A	H30	・一者応札案件について、要因分析、改善策の検討、改善策を実行した結果を一覧化し、以降の調達時の検討に活用する。 ・少額随契において創業10年未満の中小企業から見積依頼を実施するとともに、該当企業に対して入札への声掛けを行う。	R7年3月まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	・電子調達システムによる電子入札の更なる促進を図るため、紙での入札を希望する事業者に対して、電子入札への移行を勧奨する。 ・電子入札により落札した業者に対しては、原則として電子契約で対応可能を確認する。 ・見積書や請書等の徴取に当たっては、押印を省略して電子メールで提出するよう事業者に対して呼びかけを行う。		A	R4	・前年度の電子入札率・電子契約率を上回ることを目標とする。 ・押印を省略した見積書や請書等の推進を図る。	R7年3月まで

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率＝(電子応札案件数／電子入札案件数)
・電子入札案件数: 入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数: 開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝(電子契約案件数／電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約数)
・電子契約案件数: 契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。
・電子入札によらない電子契約数: 電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
契約の事後検証の実施 ・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に1回、第三者の立場から監視を行うために設置している入札等監視委員会(行政事業レビュー)において、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。 ・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	継続
汎用的な物品・役務における共同調達等 ・汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。	継続
オープンカウンター方式の実施 ・少額の随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式により調達の競争性、公平性の確保を図る。	継続